

# 内子町特定事業主行動計画

仕事と生活の調和のとれた  
子育てしやすい職場環境をめざして

平成28年3月

内子町

## 内子町特定事業主行動計画

### 1 目的

内子町では、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育てられる環境の整備に取り組んでいくために、平成17年6月に特定事業主行動計画を策定し推進してきました。

このたび次世代育成支援法が10年間延長されたことを受け、これまでの取り組み状況を踏まえ、「女性職員の活躍推進」という新たな視点を加えて策定したものです。

地方公共団体は、行政機関の立場から子どもたちの健やかな育成に取り組むのは当然ですが、同時に一つの事業主としての立場から、自らの職員の子どもたちの健やかな育成についても役割を果たしていかなければなりません。

この内子町特定事業主行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく計画として、内子町に關係する職員を対象に策定したものです。

高齢化や経済の停滞を背景に、行政に対する町民のニーズが増大し多様化しており、厳しい財政状況の下で、また、限られた人材で、これに对应していくことは容易ではありません。しかし、そのような中であっても、職員が、父親として、母親として子育てをしていくことができるよう、また仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職場を挙げて支援していくためにこの計画を策定することとしました。

### 2 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 3 計画の推進体制

- (1) 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各課・室と連携を図りながら、職員に対して本計画を周知徹底し推進を図ります。
- (2) 次世代育成支援対策に関する研修、講習及び情報提供等を職員に対して定期的に行います。
- (3) 仕事と子育ての両立等についての相談及び情報提供を行う窓口を総務課 人事・給与係に設置します。
- (4) 本計画の実施状況については、年度ごとに検証し、結果や職員ニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直しを図ります。

#### 4 妊娠及び出産後の職員への支援について

##### (1) 特別休暇制度の周知

- ①母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇の制度について周知徹底を図ります。
- ②出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図ります。
- ③子どもの出生に伴う父親の特別休暇について周知し、取得推進を図ります。
- ④子どもの出生に伴う父親の特別休暇と年次休暇をあわせた連続休暇の取得促進を図ります。

##### 目標

上記取り組みを通じ、男性職員の出産に係る休暇取得率100%を目指す。

##### (2) 職場における環境整備等

- ①妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、事務分担並びに業務分担の見直しを行います。
- ②妊娠中の職員に対しては、原則として、時間外勤務命令を控えることとします。

#### 5 子育て中の職員への支援について

##### (1) 育児休業及び部分休業制度の周知

- ①妊娠中の職員に対し、育児休業等の制度・手続きについて周知します。
- ②育児休業等の制度・手続きにあわせ、給付制度についても周知します。
- ③男性職員へも育児休業や休暇を取得できることについて周知し、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを推進します。

##### (2) 職場における環境整備

- ①職員から育児休業及び部分休業の申出があった場合は、業務に支障をきたさないよう業務分担の見直しを行います。
- ②各所属においては、育児休業制度の理解を深め、職場の意識改革を進めます。

##### (3) 円滑な復職支援

- ①育児休業中の職員に対して、休業期間中必要な情報の提供を行います。
- ②産前・産後休暇及び育児休業を経た職員に対して研修の機会を提供し、キャリア形成支援に向けた取り組みを進めます。

##### 目標

上記取組を通じ、男女問わず安心して育児休業を取得できる環境を目指す。

- ・女性職員は、育児休業取得率100%を維持する。
- ・男性職員は、育児休業取得を目指す。

## 6 職場環境について

### (1) 職場での取組

- ①会議・打合せ等については、電子メール、電子掲示板を活用するほか、会議資料の事前配布により、短時間で効率よく行える努力をしましょう。
- ②定例的業務及び恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図りましょう。
- ③管理職員は、職員の超過勤務の縮減に積極的に取り組むとともに、率先して早期退庁すること等により、職員が退庁しやすい環境整備に努めます。
- ④職員のワーク・ライフバランスを図るため、ノー残業デー（毎週金曜日）の取り組みをさらに推進します。
- ⑤管理職員は年次休暇の取得状況を把握し、計画的な年次休暇の取得を指導することとします。
- ⑥各所属において、業務の年間計画を作成し、職員にその計画を周知することにより、職員の計画的な年次休暇の取得促進を図ります。
- ⑦所属長及び職員は、業務の効率化を図り、次のような時に特別休暇や年次休暇を積極的に取得できるよう、その促進を図ることとします。
  - ・国民の祝日や特別休暇と組み合わせた年次休暇の取得
  - ・入学式、卒業式、授業参観、学芸会、運動会などの学校行事やPTA活動に参加するための年次休暇の取得
  - ・子どもの健康診断実施日等の年次休暇の取得
  - ・家庭の行事等における年次休暇の取得

#### 目標

上記取組を通じ、有給休暇平均取得日数12日以上を目指す

## 7 女性職員の活躍推進について

### (1) 職員を対象とした取組

- ①積極的に研修の機会を提供し、キャリア形成支援に向けた取り組みを進めます。
- ②女性職員の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に関する研修等を実施します。

### (2) 職場での取組

- ①管理職員による女性職員の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発等を行います。
- ②職場における性別役割分業にとらわれない役割分担や多様な活躍の場を提供します。
- ③総務課長は、女性の管理・監督職による「相談員」を設置し、女性職員の相談に応じるようにします。

#### 目標

上記取組により、32年度までに係長級以上の女性職員割合を25%とする。

## 8 子ども・子育てに関する地域貢献活動について

### (1) 子ども・子育てに関する活動の支援

- ①施設の管理者は、子どもが参加する地域の活動に公共の施設・用地を提供するように努めます。
- ②所属長は、子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止活動等への職員の積極的な参加を支援します。
- ③職員は、運動会等のレクリエーション活動が実施される場合には、子どもを含めた家族全員が参加するよう努めます。

以上のとおり、特定事業主行動計画を定めますので、職員の皆さん一人ひとりがこの計画の内容を充分理解し、職場単位でお互い助け合い支えあっていきましょう。

平成28年3月

内 子 町 長

内子町議会議長

内子町選挙管理委員会

内子町教育委員会

内子町農業委員会